

新旧対照表（PayPay加盟店規約（オンライン決済用））

項目	2025年9月30日まで	2025年10月1日以降
第1条、 第2条、 第3条、 第11条、 第11条の2、 第11条の3、 第11条の4、 第12条、 第16条の2、 第17条	「 <u>PayPay残高等（PayPay商品券除く）</u> 」とは、PayPay残高利用規約に従って当社が発行するPayPayマネー、PayPayマネーライトおよびPayPayポイントの総称をいいます。	「 PayPay残高等 」とは、PayPay残高利用規約に従って当社が発行するPayPayマネー、PayPayマネーライト、 PayPay商品券 およびPayPayポイントの総称をいいます。 * 該当記載については全て同様に変更

新旧対照表（PayPay加盟店規約（オンライン決済用））

項目	2025年9月30日まで	2025年10月1日以降
第11条の2	<p>3 加盟店は、前項に基づく仮決済が行われ、かつ、商品売買等契約が成立した後、商品売買等契約において定められた代金支払時期に、当社に対して売上確定処理を依頼する通知（以下「売上確定依頼通知」といいます）を行うものとします。なお、売上確定依頼通知は、売上承認完了日から 30 日以内に行うものとし、売上確定依頼通知が行われないまま 30 日（ただし、30 日より長期の期間と定める合理的な理由がある場合において当社と加盟店が別途期間の合意をした場合は当該期間）が経過した場合、当社は、当該商品売買等契約に関し行つた仮決済の対象となった PayPay 残高等（<u>PayPay商品券</u>除く）にかかる保留を解除し、PayPayユーザーが当該残高を他取引に利用できる状態とする処理を行います。この場合において、加盟店は必要に応じて、PayPayユーザーに対して仮決済機能を利用した決済以外の決済方法を選択させ、当該決済方法により決済を行うものとします。</p>	<p>3 加盟店は、前項に基づく仮決済が行われ、かつ、商品売買等契約が成立した後、商品売買等契約において定められた代金支払時期に、当社に対して売上確定処理を依頼する通知（以下「売上確定依頼通知」といいます）を行うものとします。なお、売上確定依頼通知は、売上承認完了日から 30 日以内に行うものとし、売上確定依頼通知が行われないまま 30 日（ただし、30 日より长期の期間と定める合理的な理由がある場合において当社と加盟店が別途期間の合意をした場合は当該期間）が経過した場合、当社は、当該商品売買等契約に関し行つた仮決済の対象となった PayPay 残高等にかかる保留を解除し、PayPayユーザーが当該残高（ただし、有効期限を経過した PayPay商品券を除きます）を他取引に利用できる状態とする処理を行います。この場合において、加盟店は必要に応じて、PayPayユーザーに対して仮決済機能を利用した決済以外の決済方法を選択させ、当該決済方法により決済を行うものとします。</p>